鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等利用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県・岡山県共同アンテナショップコワーキングスペース等（以下「スペース等」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第２条　首都圏における営業（販路拡大、受注開拓等）、情報収集等の活動を行う鳥取県・岡山県の中小企業等に対して、出張時の作業や首都圏進出時の活動拠点となるスペース等を提供し、その活動を支援することを目的とする。

（設置場所）

第３条　スペース等は、東京都港区新橋一丁目１１番７号新橋センタープレイスビル２階に設置する。

（利用対象施設・設備）

第４条 利用対象施設及び設備は次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 設　備　内　容 |
| コワーキングスペース（４２．６平方メートル） | 机、椅子（２４）、ロッカー（大・小）、Ｗｉ－Ｆｉ接続、複写機 |
| ミーティングルーム（９．０平方メートル） | 接客テーブル（１）、椅子（６）等 |
| 電話ブース（１．０平方メートル） | － |

（利用形態）

第５条　スペース等を利用できる場合は、次のとおりとする。

（１）コワーキングスペース

次の区分により、首都圏における営業、情報収集等の活動拠点として利用する場合

ア　マンスリー会員　１月を単位とし、１月以上継続的に利用する場合

イ　ワンデイ会員　１日を単位とし利用する場合

（２）ミーティングルーム

商談、打合せ、応接等の場として利用する場合

（３）電話ブース

商談、打合せ等のため携帯電話で通話する場として利用する場合

（利用時間等）

第６条　スペース等の開所日は、年末年始（１２月３１日から翌年１月３日までの期間をいう。）以外の日とする。

２　スペース等の利用時間は、原則として午前１０時から午後６時までとする。

３　スペース等の利用は、先着順を原則とする。

（利用対象者）

第７条　スペース等を利用できる者は、次に掲げる者とする。

（１）鳥取県又は岡山県内に本店又は主たる事業所を有する企業、団体等

（２）鳥取県又は岡山県にゆかりのある団体、企業等

（３）その他、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

２　次の各号のいずれかに該当するものは、スペース等を利用できない。

（１）法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（会員登録）

第８条　利用を希望する者は、様式第１号の会員登録申請書により予め会員登録を行うものとする。

２　会長は、前項の規定により提出された申請内容を審査し、利用を承認することにより、スペース等の適正な運営ができないと認められる場合を除き、登録を行うものとする。

３ 申請内容に変更が生じた場合には、会員登録を受けた者は、必要に応じて登録事項の修正の届出を行うものとする。

（利用申込）

第９条 利用を希望する者は、前条の規定による登録を受けた後、利用希望日までに様式第２号の利用申込書を会長に提出しなければならない。

２　ミーティングルームの利用申込みは、利用希望日の属する月の６月前の月の初日から受け付けるものとし、利用希望日が重複する場合は、受付日の早いものを優先して利用の可否を決定する。

（利用料金）

第１０条 施設又は設備の利用料金は、次の表のとおりとする。ただし、金額欄記載の金額は消費税及び地方消費税を含むものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 金　　額 | 備　　考 |
| コワーキングスペース  （マンスリー会員） | １月につき　　　５，０００円 |  |
| コワーキングスペース  （ワンデイ会員） | １人／日につき　　　５００円 |  |
| ミーティングルーム | 午前（１０時～１３時）  ２，０００円 | マンスリー会員は、午前又は午後のいずれかが無料で利用できる。  １日利用する場合は、追加料金  ２，０００円で利用できる。 |
| 午後（１３時～１８時）  　　　　　　　　３，０００円 |
| ロッカー | 大　１月につき　３，０００円  小　１月につき　２，０００円 | マンスリー会員は、大小いずれか１ロッカーが無料で利用できる。 |
| Ｗｉ－Ｆｉ接続 | 無　　料 |  |
| 複写機 | 一定量無料 |  |

２　第１項の利用料金が、スペース等の所在する物件に係る賃料の改定その他の諸事情により不相応となった場合には、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会（以下「協議会」という。）は利用料金の改定をすることができるものとする。

（利用料金の支払期限等）

第１１条　利用料金の支払期限等は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 支払対象 | 支払期限 | 支払方法 |
| コワーキングスペース（マンスリー会員）及びロッカーの利用料金 | １月分、四半期分、半年分、又は１年分 | 利用の前まで | 銀行振込  現金 |
| コワーキングスペース（ワンデイ会員）の利用料金 | 利用日分 | 利用の前まで | 現金 |

（利用承認の取消し等）

第１２条　会長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、利用を停止することができる。

（１）この要綱、関係する法令、規程等に違反したとき。

（２）利用承認を受けた利用目的以外の目的で利用し、又はそのおそれのあるとき。

（３）詐欺その他不正の行為により利用承認を受けたとき。

２　スペース等を廃止する場合は、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

３　前２項に定める場合のほか、スペース等が所在する物件に係る定期建物賃貸借契約が解除になった場合には、会長は、利用者に対して利用の承認の取消しを通知するものとする。

（利用中止の届出）

第１３条　マンスリー会員は、利用者側の事由により期間の満了前に利用を中止する場合は、中止しようとする月の前月初日までに様式第３号の利用中止事前届出書により申し出るものとする。

（利用料金の返還）

第１４条　マンスリー会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、既に納付された利用料金のうち、未利用月に係る利用料金を返還するものとする。

（１）第１２条第２項、第３項又は利用者の責めに帰さない理由により、利用ができなくなったとき

（２）前条による届出を行った場合

（指示）

第１５条　会長は、スペース等の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を命じ、又は指示をすることができる。

（賠償責任）

第１６条　利用者は、故意又は重大な過失によりスペース等の建物、設備、備品及び什器等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第１７条　他の規則又はこの要綱に定めるもののほか、スペース等の利用について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成２６年７月１８日から施行する。

（経過措置）

第２条　この要綱の施行の日前に、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱（平成２１年８月１８日鳥取県商工労働部長通知）により、長期ブースの利用の承認又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた者及び鳥取県技術人材バンクについては、この要綱による長期ブースの利用の承認又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録を受けた者とみなす。

２　前項の場合において、鳥取県東京ビジネスオフィス利用要綱に基づき、長期ブースを利用し、又は短期ブース及び商談室の利用の登録を受けた期間については、この要綱に基づく長期ブースの利用又は短期ブース及びミーティングルームの利用の登録の期間に通算するものとする。

３　岡山県知事の内申に係る長期ブースの利用については、平成２６年１０月１日からとする。

４　岡山県内に本店又は主たる事務所を置く企業等で、平成２６年１０月１日から長期ブースの利用を希望する者は、第１０条第１項の規定にかかわらず、平成２６年８月２０日までに同項の利用申請書を提出するものとする。

附　則

　この要綱は、平成２６年１０月１８日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２８年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。